

令和5年度

三木市教育の基本方針

第2期三木市教育大綱基本理念

豊かな学びで未来を拓く



三木市教育委員会



<http://www.miki.ed.jp/>



豊かな学びで未来を拓く

社会構造の急速な変化や急激な少子高齢化が進む今後の社会では、一人一人が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を創造していくことが期待されています。

人生のさまざまなステージで、学び直しや学び直しをしながら、自らの資質・能力のアップデートを繰り返し、自己実現に向かっていくことができるよう、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれにおいて、最適な学習環境の整備に努めてまいります。

また、本年度4月からの「こども基本法」の施行に伴い、近年の子どもや家庭が抱える課題の深刻化・複合化に対応するため、関係機関の更なる連携の強化を図ってまいります。

「第3期三木市教育振興基本計画」に基づき、自分の生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し、自己実現に繋げる人を育成するため、令和5年度の具体的な取組を「教育の基本方針」として示します。

今年度の主な取組事項は、次のとおりです。

- ① 学校と家庭、地域との連携により、子どもたちの自己実現に繋がる確かな学力、多様な価値を認め合う豊かな心、健やかな体の育成に努めます。
- ② 自尊感情を高め、多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。
- ③ 小中一貫教育を全校で推進するとともに、施設一体型の小中一貫校設置に向けた取組を計画的に進めます。
- ④ 1人1台のタブレット端末を活用し、ICTを適切、安全に使いこなすことができるよう、デジタル・シティズンシップ教育を推進しつつ、個別最適化された主体的な学びの充実を図ります。
- ⑤ 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、子どもたちの主体性や自立心を育み、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有しながら、就学後の学びや育ちに繋がります。
- ⑥ 長期的な視点に立って、学校園の教育施設の整備を進めます。
- ⑦ 学習ニーズ、ライフステージに応じた学習機会の提供や地域課題に対応した講座の開催など、生きがいに繋がる学びを支援します。
- ⑧ すべての市民が便利に利用できるよう、市民ニーズに対応した図書館運営を進めます。
- ⑨ 多様な文化、芸術に親しみ、参加する機会を提供するとともに、文化芸術団体を育成し、その活動を支援します。
- ⑩ 歴史遺産や伝統文化を保全し、その継承を支援します。
- ⑪ 年齢や障がいの有無にかかわらず、スポーツイベントに参加できる機会を創出し、更なるスポーツの振興に努めます。
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症の持続的な対策と豊かな学びの保障の両立を図ります。

基本方針（2つの柱）と施策項目

I 「未来を創る教育」を進めます

1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

- (1) 確かな学力の育成 P3
- (2) 豊かな心の育成 P7
- (3) 健やかな体の育成 P10
- (4) 特別支援教育の推進 P11
- (5) キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進 P11
- (6) 就学前教育・保育の充実 P12

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

- (1) 教育環境の整備と充実 P14
- (2) 学校、家庭、地域が連携した教育の推進 P15
- (3) 教職員の資質・能力の向上 P17
- (4) 学校園の組織力の強化 P18

II 「生涯にわたる学び」を支えます

1 豊かな人生を応援します

- (1) 人権教育の推進 P19
- (2) よりよく生きるための学びの充実 P20

2 文化・スポーツの振興に努めます

- (1) 市民文化の高揚 P22
- (2) 文化遺産の活用 P23
- (3) スポーツ環境づくりの推進 P23

取組内容については、次のように示しています。

重点 →重点取組 **新**新規 ○継続

※ 掲載写真は、令和4年度の活動です。

2次元コードからホームページ等の詳しい情報にアクセスすることができます。



I 「未来を創る教育」を進めます

I 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

(1) 確かな学力の育成

① 基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成

- 重点** ○ ICTを活用したタブレット端末によるドリル学習等、個別最適化された学習課題に取り組むことで、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させる。
- 重点** ○ 「みっきいすてっぷ」の活用などにより、自ら学習を計画し、主体的に課題に取り組む力を育てる。
- 重点** ○ 既習の知識・技能をもとにした協働的な学びを推進し、多様な考え方を持つ他者と思考、判断、表現を伴う学習活動を行うことにより、活用力や課題解決に繋がる価値観を生み出す力の育成を図る。
- 重点** ○ 確かな学力の更なる育成を図るため、中学校区で9年間を通した系統的な学習計画や指導方法の研究、実践を進めるなど、指導の充実を図る。
 - 登校しにくい児童生徒や外国人児童生徒など、多様な子どもたちの一人一人のニーズに応えるため、オンライン学習やタブレット端末を活用する等、教材の充実を図るとともに、指導方法の改善に取り組む。
 - 学習活動に計画や振り返りの時間を設定するなど、学びに向かう機会を確保し、主体的に学習に取り組む姿勢を養う。

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 重点** ○ 子どもたちの自己実現に繋がる確かな学力を育成するため、「未来を創る学力育成三木モデル」として、ICTを最大限に活用した「個別最適な学び」と、多様な価値を共有する「協働的な学び」の一体的な充実を図る研究に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善に取り組む。

令和の日本型学校教育」の構築を目指して（文部科学省）



各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画



Youtube 文部科学省
公式動画チャンネル



タブレット端末を活用した協働的な学び
(緑が丘小学校)

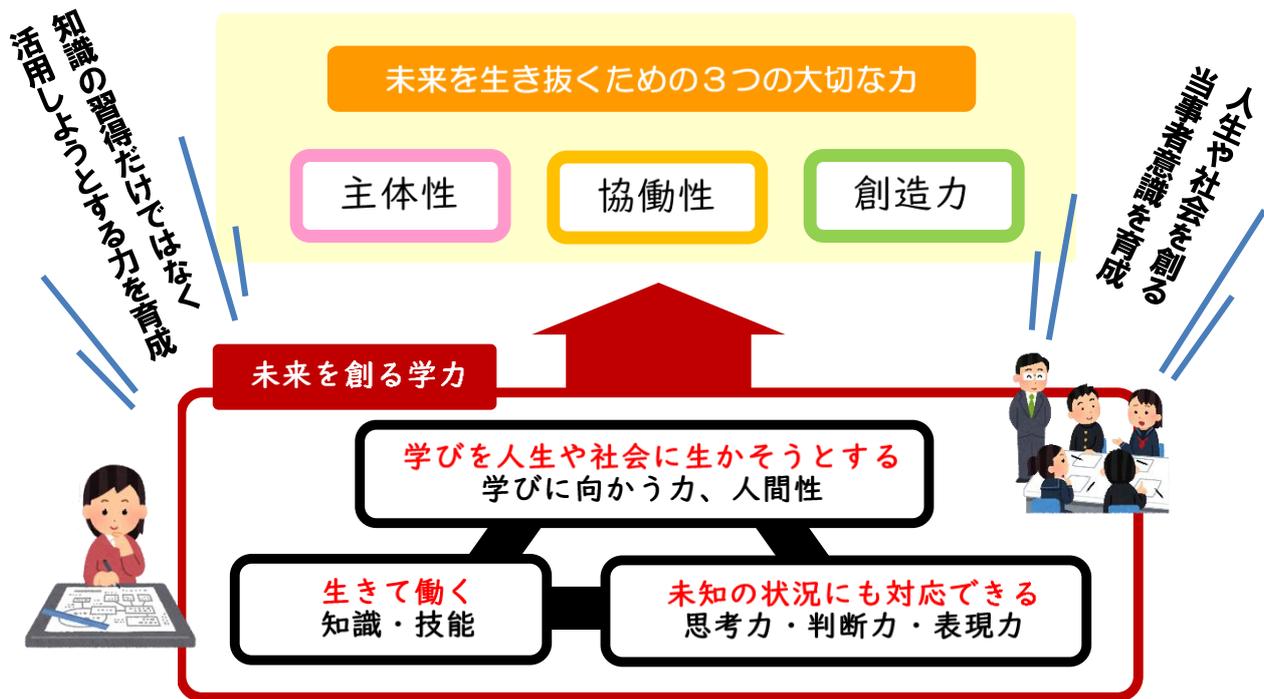
- 学習の基盤となる「ことばの力」を育成するため、学級文庫や掲示物など、言語環境を整備し、教科を中心に語彙力の育成など、言語力を高める取組を推進する。
- 少人数授業や小学校における教科担任制など、学習形態を工夫し、個に応じたきめ細やかな指導を充実する。
- 新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、授業改善の視点を共有し、教育課程の編成を進める。

未来を創る学力育成
三木モデルリーフレット

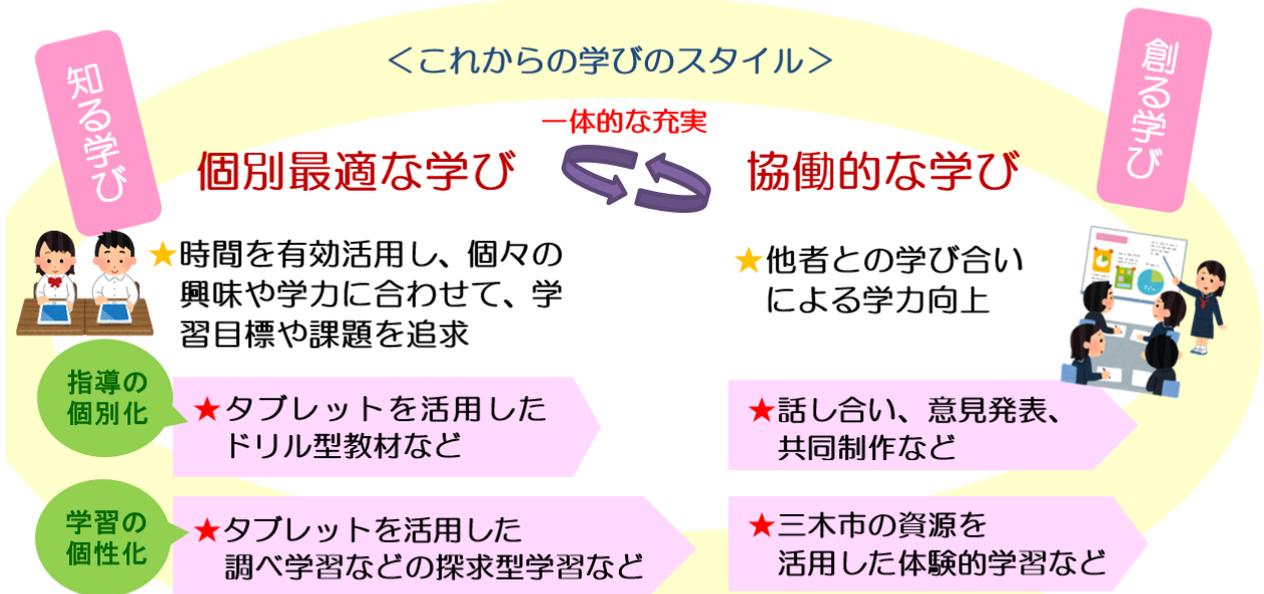


三木市教育委員会

未来を創る学力育成三木モデル



<これからの学びのスタイル>



③ 基本的な学習習慣の確立

- 重点** → ○ 「みっきいすてっぷ」を活用し、家庭と連携して自ら学習を計画し、主体的に課題に取り組む力を育成する。
- 各校で作成する家庭学習の手引きなどを活用し、望ましい家庭学習習慣と生活習慣について啓発し、定着を図る。
 - 授業と家庭学習を関連付けたノート指導や振り返りの学習などにより、授業で学習した内容の定着と基本的な学習習慣の確立を図る。
 - 読書タイムの推進など、読書活動を充実し、読書習慣の定着を図ることで、探究心や心理を求める態度、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、豊かな感性を育む。
 - 全国学力・学習状況調査の結果分析により、生活や学習の状況を把握し、課題を改善する。



お昼の読書タイム
(吉川小学校)

④ 放課後学習支援の充実

- 重点** → ○ 地域の人材などを活用し、放課後補充学習「ひょうごがんばり学びタイム」を充実する。
- 放課後学習において、AIドリルなどを活用し、個々の児童生徒の理解度に応じた学習支援を行う。

⑤ グローバル人材を育成する教育の推進

- 外国語（特に英語）を用いて、国や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- 総合的な学習の時間や特別活動等の様々な場面で、外国語指導助手（ALT）と一緒に活動するなど、発達段階に応じた英語活動の充実を図る。
- 異なる文化や価値観への理解を深め、国際的視野に立って、行動する資質を育成する。
- グローバルな視点から日本や郷土の歴史や文化に関する学習を行い、自己のアイデンティティを持てる子どもを育てる。



英語指導
(りんでん認定こども園)



⑥ 情報活用能力の育成

- 重点** → ○ 学びを深め、広げることができるよう、あらゆる学習機会
で、タブレット端末活用の充実を図る。
- 獲得すべき ICT スキルを段階的かつ実践的に習得させる。



プログラミング教育
(広野小学校)

- タブレット端末を適切かつ安全に活用するため、家庭と連携した情報モラル教育並びにデジタル・シティズンシップ教育を進める。

デジタル・シティズンシップ教育
デジタル社会における生活や学習等の権利と責任などを理解し、安全で合理的・倫理的な方法で行動するために必要な能力を身につけることを目的とした教育

⑦ 小中一貫教育の推進

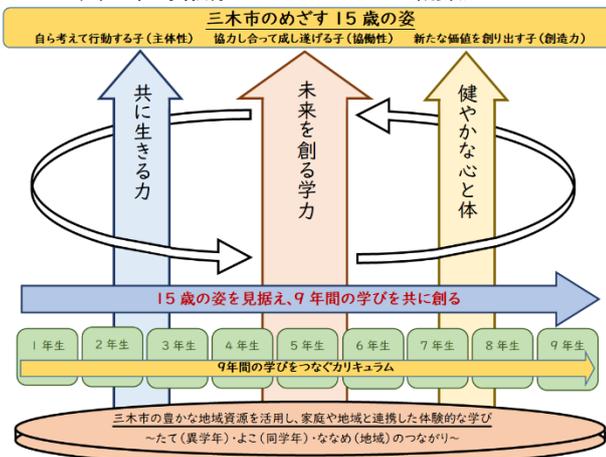
- 重点**
- 教員が小中一貫教育の意義や目的を理解し、主体的に授業づくりや指導方法の研究に取り組めるよう、研究者や実践者を招聘しての研修会や先進校への視察等の教員研修を実施する。
 - 新** 各中学校区において作成した「めざす15歳（12歳）の姿」の育成に向けた共通の方向性を共有し、系統的な指導を行うとともに、9年間を見通したカリキュラムの素案を作成する。
 - 新** 校種間での教員による積極的な授業見学や学校行事等への参加を通して、そこでの気づきや成果を指導にいかす。
 - 小中一貫教育実践推進校区（2校区）において、具体的な取組に関する実践的研究を進めるとともに、その成果を全校に周知する。



小・中学校教員交流研修
(小中連携教育推進室)

小中一貫教育を推進する方策

三木市小中一貫教育グランドデザイン ※概要版



【令和5年度 主な取組内容】

- ①9年間を見通したカリキュラムの素案作成
- ②校種間での教員による積極的な授業見学や学校行事等への参加
- ③中学校区における「めざす15歳（12歳）の姿」の学校教育目標等への位置づけ
- ④先進校視察、研究発表会への参加や小中一貫教育推進アドバイザーによる研修

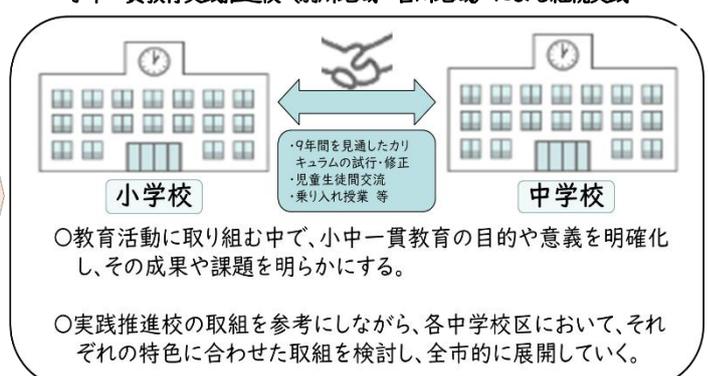
小・中学校教員交流研修の継続実施



今後の主な推進計画



小中一貫教育実践推進校（別所地域・吉川地域）による継続実践



(2) 豊かな心の育成

① 人権教育の推進

- 重点** → ○ 学校統合に留意し、市全体で同和学习カリキュラムを活用した共通の取組を行うことができるよう、「同和教育伝承講座」や「教職員人権研修」、「校内研修」の実施などにより、教職員の人権意識を高め、指導力の向上を図る。
- 「人権教育年間指導計画」に基づき、全教育活動を通じた人権教育を推進する。
 - 人権・同和教育資料の「三木市の人権・同和教育」や「ほほえみ」、「きらめき」を活用し、同和問題やいじめ問題など、人権課題に対応した学習の充実を図る。
 - 多様な体験活動を取り入れるなど、主体的で実践的な人権学習を進める指導方法を工夫し、自尊感情を高める。
 - 共生社会の実現に向け、人権教育資料等を活用し、年齢や性別、障がい、文化など、多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成する。
 - 平和に関する講話や体験活動を通じて、命の尊さを理解し、平和を愛する心を育成する。



人権標語・作文発表会
(別所中学校)



弁護士によるいじめ防止
出前授業(人権推進課)

② 道徳教育の充実

- 重点** → ○ 他者や自己との対話を取り入れた学習方法など、多様な指導方法の研究、実践により、教員の授業力の向上を図る。
- 児童生徒の一人一人を「認め、励ます」など、学習状況や成長の様子を適切に伝えられるよう、道徳科における評価の充実を図る。
 - 教育活動全体を通じて自尊感情を育み、自他の生命の尊重や思いやりなどの道徳性を養う。
 - あらゆる教育活動において、「兵庫版道徳教育副読本」や「三木市指定教材」などを効果的に活用する。
 - 道徳科の授業での学習が、家庭や地域での道徳的な実践に繋がるよう、学校と家庭が取組を共有し、連携を図る。
 - 地域人材の活用により、地域社会に貢献した先人への尊敬と感謝の気持ちを育む。



三木市指定教材



③ 生徒指導の充実

重点 **新** 日常の学校生活において、様々な自己選択や自己決定の機会を確保し、児童生徒が自発的・主体的に自分のよさに気づき、個性の伸長を図り、社会的資質や行動力を高められるよう適切に指導や援助を行う。

- 重点**
- 「三木市不登校対策アクションプラン」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等を積極的に活用した支援体制を構築するとともに、別室登校や部分登校、ICT を活用した学習支援居、場所づくりなど、一人一人に個別最適な支援を家庭とも連携して行う。
 - 「学校 IKOKA（不登校早期対応）マニュアル」に沿った不登校予防を進めるとともに、学校生活への目的意識を高める取組を推進する。
 - 問題行動等への対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた校内支援体制の更なる整備を進めるとともに、家庭、地域及び関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する組織づくりを推進する。
 - いじめの積極的な認知と未然防止、早期発見、早期対応に向け、いじめ対応マニュアルに基づき、スクールカウンセラー、教育活動支援員等を活用し、組織的な指導・相談体制を充実する。
 - ネット依存やネットトラブル等から子どもを守る「ネット見守り隊」事業を実施する。



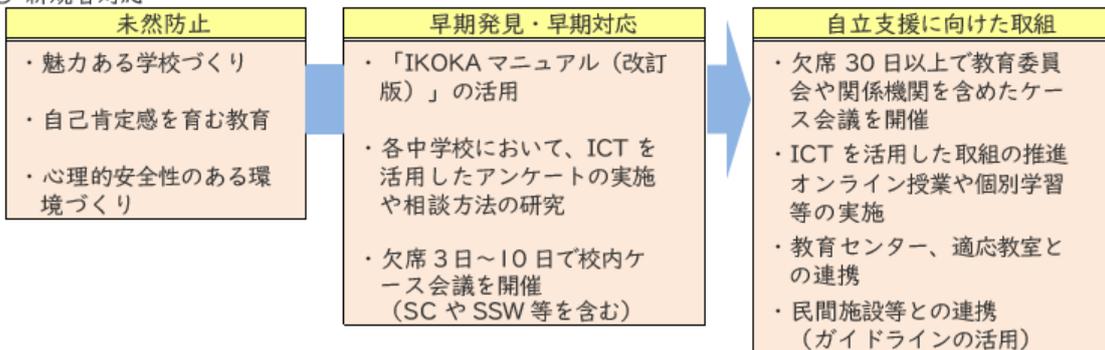
制服検討委員会
(三木中学校)

スクールソーシャルワーカー子どもに影響を及ぼしている環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築くため、福祉などの関係機関等と調整を図る専門家

ネット見守り隊
特別監視員にネット検索を依頼し、子ども達の見守りを行う事業

三木市不登校対策アクションプラン

○ 新規者対応



○ 継続者対応

- ・ 現在行っている対応や支援の継続、発展
- ・ 支援方法や役割分担の変更等、必要に応じて教育委員会や関係機関を含めたケース会議を開催

○ 個別最適な支援を行うための体制づくり

市内3校に不登校対策指導員を配置し、個別最適な支援を行うための体制を整えるとともに、指導の在り方や支援方法等について研究する。

○ ICT を活用したアンケートの実施や相談方法の研究

児童生徒の状況把握と教員への様々な相談機会の確保を行い、不登校の未然防止や早期発見に繋げる。

④ 多文化共生教育の推進

重点

- 母語を話せるサポーターの派遣や多文化共生教育の推進により、外国人児童生徒のアイデンティティの確立と自己実現を支援する。
- オンライン交流などを実施し、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を図り、共に生きようとする意欲や態度を育成する。
- 外国人児童生徒の個に応じた日本語指導を充実し、日本語の習得や基礎学力の定着を図る。

⑤ ふるさと教育の充実

- 「肥後守」を使った「金物ふれあい体験」や「三木市歌」、「三木音頭」など、三木市の自然や人、歴史、伝統、文化などについて学ぶ機会を提供する。
- 郷土資料（わたしたちの三木市等）や地域人材を積極的に活用し、三木市の人、もの、文化等についての理解を深める「ふるさと学習」を充実させ、ふるさと意識を醸成する。

⑥ 体験的学習活動の充実

- 活動後の生活や学習に役立つための事前・事後指導を充実し、達成感や自己有用感を高める。
- 「環境体験学習」、「自然学校」、「トライやる・ウィーク」などの体験活動を通して、社会性や自立心、思いやりの心を育む。
- 地域の自然や文化、芸術に関わる体験活動を充実させ、豊かな感性を養う。
- 廃棄物やリサイクルなど、環境問題についての関心を高め、持続可能な社会の実現をめざし、主体的に行動する実践力を育む。

⑦ 防災教育の推進

重点

- 災害発生時に、児童生徒が即座に身を守る行動や対策などがとれるよう、防災リテラシーを育成する。
- 防災教育副読本「明日に生きる」などを活用し、子どもたちの危機察知や危機回避の能力を育成する実践的な防災教育を実施する。
- 地域や防災部局、消防、警察などの専門機関と連携し、地域の災害特性などを踏まえた実践的な防災訓練を実施する。
- 地域の防災拠点としての機能を有する学校施設の防災体制の充実を図る。

外国人児童生徒等のための
受入れハンドブック



兵庫県教育委員会



三木市長との交流会
(自由が丘中学校)



自然学校（馬との触れ合い）
(三木小学校)

防災リテラシー
災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力のこと



避難訓練
(羽場認定こども園)

(3)健やかな体の育成

① 体力・運動能力向上の推進

- 重点** → ○ 運動能力を踏まえた効果的かつ安全な体育活動を通して、運動への興味、関心を高めるとともに、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感させる。
- 新体力テストの結果を踏まえ、教育活動全体を通じて、継続的に体力・運動能力の向上を図り、生涯を通じ、継続して運動に取り組む資質や能力の育成を図る。
 - けがや事故を回避する能力を育成する。
 - 地域の指導ボランティアや部活動指導員、部活動指導補助員の人材確保に努めるとともに、個性や能力の伸長、望ましい人間関係の構築をめざし、クラブ活動・部活動の充実を図る。

② 食育の推進

- 重点** → ○ 「食に関する指導の全体計画」をもとに、食に関する正しい知識を身に付けさせ、望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力を育成する。
- 家庭への情報提供や地域の協力を得た体験活動の実施など、学校と家庭や地域が連携した取組を推進する。
 - 行事食や季節食、伝統食などの献立の工夫や地元産食材を使用するなど、学校給食の充実を図る。
 - 学校給食を「生きた教材」として指導の充実を図る。

③ 健康教育の充実

- 重点** → ○ 生涯を通じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培う健康教育を推進し、子どもたちが自らの心身の健康状態を把握し、発達段階に応じて自己管理を行う力を育成する。
- 子どもたちの心身の状況を的確に把握するため、健康観察や保健指導の充実を図る。
 - 発達段階に応じた薬物乱用防止教室や禁煙、飲酒、ネット依存等に関する指導の充実を図る。
 - 地域や関係機関と連携した学校保健委員会などによる学校保健活動を推進する。
 - 感染症や生活習慣病等について正しく理解させ、予防する能力や態度を育成する。



体力アップサポーター派遣事業
(自由が丘東小学校)



体育祭
(緑が丘中学校)



野菜の水やり
(えびす認定こども園)



ライフサイクルゲーム
(三木東中学校)

④ 安全教育の推進

- 重点**
- 命を守るため、危険を予測して的確に判断し、主体的に行動できる力を育成する。
 - 発達段階に応じて心肺蘇生法や AED などの一次救命処置について、講習会などを実施する。
 - 地域・警察・関係機関などと連携し、学校安全を推進する体制を構築する。
 - 学校安全計画に基づき、交通安全教室や防犯教室などを開催し、安全に対する意識を高める。



交通安全教室
(緑が丘東小学校)

(4) 特別支援教育の推進

① 適切な指導及び必要な支援の実施

- 重点**
- 自立や社会参加をめざして、障がいの状況等に応じた、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、指導の内容や方法、教具などを工夫する。
 - 健康や学習、発達、成長などの観点を大切にしながら、児童生徒及び保護者と継続的な教育相談を実施し、就学や進路に関する合意形成を図る。

三木市の特別支援教育

- 合理的配慮
- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 連携シート
- さぽーとノート など



② 認め合い、支え合う特別支援教育の推進

- 重点**
- ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくりなどを行い、全ての児童生徒にとって居心地がよい居場所と感じられる学級づくりに取り組む。
- 重点**
- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深められるよう、交流及び共同学習の充実を図る。
 - 交流学級における活動や学校間交流を行うことで、学習活動に参加している実感や達成感を持てるよう、活動を計画的に実施する。



地域校交流
(三木特別支援学校)

(5) キャリア教育(社会的自立に繋がる学び)の推進

① 社会的自立に必要な力の育成

- 特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、やり遂げる体験や役割貢献などを通して、自己管理能力、人間関係形成能力等の社会的自立の基盤となる力を育てる。

ユニバーサルな授業づくり
授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障がい等のある児童生徒が学びやすい指導方法等を工夫改善することにより、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業に繋げること

- キャリアノートやキャリア教育指導資料などを活用し、発達段階に応じた継続的な指導を家庭や地域と連携して行い、社会的自立に必要な態度や能力を育てる。

② 社会に触れる機会の充実

- 保護者や地域の人々、関係機関などと連携しながら、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験など、多様な体験活動や地域を支える産業に目を向ける機会を設け、社会と自分との関わりを認識させる。
- 各教科や様々な行事、活動などにおいて、社会の一員としての自覚や社会参画への意欲・態度を養う。

③ 進路指導の充実

- 重点** →
- 進路に関する積極的な情報提供や計画的な進路相談など、支援の充実を図り、主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を育成する。
 - 生徒の能力や適性、興味や関心、障がいの状態や将来の進路希望等に基づき、保護者との連携のもと、個性に応じた進路指導を行う。

(6) 就学前教育・保育の充実

① 一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進

- 重点** →
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通した教育課程や子どもの発達過程を踏まえた計画の作成、実施、評価、改善を適切に行う。
 - 自分の身体や健康に興味や関心をもち、命を大切にする心や仲間とともによりよい生活を送ろうとする心を育成する。
 - 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」を基にした保育者研修により、個々の発達段階や特性に対応できる専門性や柔軟性を培い、支援の充実を図る。
 - 新** 家庭支援を充実するとともに、保護者対応についてソーシャルワーカー等のアドバイスを受けることで、家庭・園ともに安定した人間関係の構築を図る。
 - 教育・保育の質の向上と施設運営の適正化を図るための第三者評価及び監査を実施し、結果を公表する。

キャリア教育に関すること
 ●実践事例集
 ●キャリアパスポート指導資料
 ●特別活動を要としたキャリア教育指導の手引き 等



兵庫県教育委員会



お買い物
(自由が丘幼稚園)

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



文部科学省



セタ会
(自由ヶ丘認定こども園)

- 自立心や主体性を尊重し、子ども一人一人の人権を大切に
する。
- 運動への興味や関心を高めるため、発達の特性に
応じた様々な遊びを通じて、自ら体を動かす楽しさや心地よさを
実感できる機会を確保する。
- 自分と友だちのよさに気づき、認め合い、共に育ち合う仲
間関係づくりを支える。
- 規範意識をはじめとする道徳性の芽生えを培う。
- 心が動く出来事との出会いを大切にした豊かな感性、表現
する力、創造性を育成する。
- 人の話を聞こうとする、自分の言葉で表現するなど、伝え
合う力を育成する。
- 家族の愛情を感じ、家族を大切に思う気持ちを育成する。

② 多様な教育・保育ニーズへの対応

重点

- 特別な配慮を必要とする子どもや育児不安を抱える保護者
などに対する支援を行う。
- 各関係機関・課と連携し、保護者への相談やサポートを行
い、支援の充実を図る。
- 多様なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業
などの保育時間の弾力化に努め、保護者支援を支援するこ
とで、子どもの心の安定へと繋げる。

③ 地域連携の充実

- 地域の団体や関係施設との連携や交流を充実する。
- 積極的に園外に出掛ける中で、その地域ならではの自然や
施設、文化に親しみ、三木のまちに愛着を持てるよう働き
かける。

④ 小学校教育との円滑な接続

重点

- 「幼保小の架け橋プログラム」、「幼児期の終わりまでに
育てほしい姿」を共有するなど、子どもの発達を長期的
な視点で捉え、小学校教育との円滑な接続の推進に努める。
- 接続期におけるカリキュラムの検討や相互のよさを取り入
れた指導方法などに関する情報交換を活性化する。
- 園での子どもの姿や保護者の意向等の共有や引継ぎを綿密
に行い、小学校へのスムーズな就学を推進する。



たまねぎぬき
(別所認定こども園)



小学校交流
(清心緑が丘認定こども園)



中央公民館での花植えの様子
(三樹小学校)

幼保小の架け橋プログラム



文部科学省

⑤ 在宅児童の保護者に対する家庭支援

重点

- 在宅児童の保護者が安心して子育て相談等を行うため、市が配置している「子育て支援コーディネーター」をはじめ、各機関が連携し、支援の充実を図る。
- 園庭開放等を通じ、在宅児童と保護者が安心して遊べ、交流を広げる場を提供する。



水遊び
(緑が丘東幼稚園)

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

(1) 教育環境の整備と充実

① 学習機会の保障

- 感染症対策マニュアル等に基づき、今後も継続した感染防止対策を講じながら、学校園ならではの学びを大切にした教育活動を進める。
- 就学に係る経費の一部を援助する就学援助事業を推進し、就学が困難な児童生徒の円滑な就学を支援する。
- 特別支援教育就学奨励事業を推進し、特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な就学を支援する。
- 高等学校や大学等の学費の支弁が困難な世帯に対し、市独自の奨学金を給付し、高校、大学等への進学を促進する。

② 安全で快適な教育環境整備の推進

- 児童生徒が学校生活の中で安心してトイレを使用できるよう、学校トイレの洋式化を進める。
- 長期的な視点に立って、施設の改修を行う。
- 施設や設備、備品などの定期的な安全点検と危険箇所の修繕を行う。
- 警察や道路部局等関係機関と連携した通学路の安全確保に向けた取組を強化する。

新型コロナウイルス感染症への対応



(三木市教育委員会)

(兵庫県教育委員会)

奨学生の募集



三木市教育委員会



新たに設置した三木東中学校のエレベーター
(教育施設課)

③ 特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援

- 重点** → ○ 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「連携シート」、「さぼーとノート」などを活用し、保健、福祉、医療、労働等の関係機関、保護者、学校園との連携を強化する。
- 本人や保護者との合意形成のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援や合理的配慮を継続して実施する。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に学校園内委員会を開催し、組織的な支援体制の充実を図る。
- 医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえ、医療機関や福祉機関等と連携し、乳幼児、児童及び生徒の安全・安心な学校生活を支援する。



④ 学校再編の推進

- 重点** → **新** ○ 小中一貫教育推進協議会の意見書を尊重し、新たな学校施設整備の方向性について関係者等と合意形成を図る。
- 重点** → ○ 施設一体型の小中一貫校を見据えて、教育内容や地域との協働、特認校制度等について研究を一層進める。
- 小規模の学校については、他校との交流行事や合同校外学習、タブレット端末を活用した合同学習等を通じ、多様な他者と協働する機会を創出する。

三木市の小中一貫教育
(学校再編)



三木市教育委員会

⑤ 就学前教育・保育の一体化

- 重点** → ○ 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前施設の保育者を対象とした「保育者研修」で具体的かつ多面的な方面から教育・保育内容について学び、保育者の質の向上を図る。

三木市就学前教育・保育
共通カリキュラム



(2) 学校、家庭、地域が連携した教育の推進

① 「地域とともにある学校園づくり」の推進

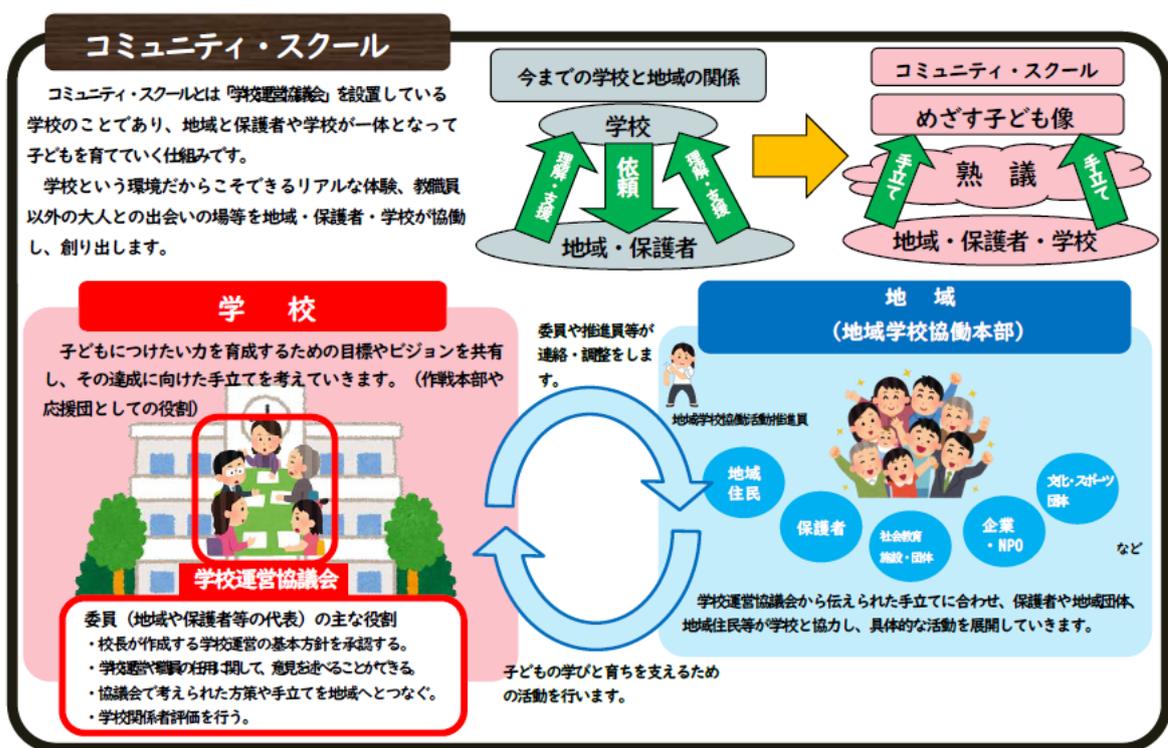
- 重点** → ○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入へ向け、学校及び地域、保護者等の代表との協議を進める。



案山子づくり
(志染小学校)

重点 **新**

設置された学校運営協議会の運営の自立へ向け、教育委員会がオブザーバーとして参画する等伴走的な支援を行う。



- 「人の目の垣根隊」活動等、地域住民によるボランティアの受入れなど、地域の教育力を活用した組織的な教育活動を推進する。
- 新** ○ 部活動と地域スポーツとの連携について協議を進める。
- オープンスクール（オンライン開催も含む）や学校通信、学校Webページなどを活用し、積極的に情報を発信する。



人の目の垣根隊の活動
(青少年センター)



親子遠足
(広野幼稚園)



PTA親子活動
(口吉川小学校)

② 家庭の教育力の向上

- 乳幼児教育学級を通じて、友だちづくりや子育てに関する情報交換の機会を提供する。
- 家庭教育学級を通じて、親としての意識の高揚を図り、仲間づくりのための機会を提供する。
- しつけやほめ方、叱り方など、親としてのスキル向上のための講座を開催する。
- 児童センターや児童館、公民館等での子育てキャラバンにおいて、手作りのおもちゃや昔遊び、絵本の読み聞かせなど、親子のふれあい事業を実施する。
- PTAと連携し、教育講演会などの学習の機会を提供する。
- 基本的な生活習慣の定着を図り、子どもの自立心を育成するため、家庭教育に関する必要な情報等を提供し、家庭での取組を推進する。

③ 子育てに不安を抱える家庭への支援

- 養育に関する様々な支援が必要な保護者に対する相談を実施する。
- しつけや親子関係など、子育てにおける不安や悩みに対する相談を実施する。
- 保護者の急用、育児疲れの軽減のため、一時預かり保育事業やショートステイ事業を実施する。
- ひとり親家庭に対する相談を実施する。



散歩 発見
(あけぼの認定こども園)

(3)教職員の資質・能力の向上

① 教職員の資質と実践的指導力の向上

- 重点** ○ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざす「未来を創る学力育成三木モデル」を具現化するため、教員の意識改革と授業改善を図る研修を充実させる。
- 重点** ○ 1人1台のタブレット端末を有効に活用するため、情報活用能力をはじめとする教員のICT指導力を向上させる。
- OJTを活用した指導技術の伝承に加え、グループ研究を推奨し、お互いに切磋琢磨しながら、すべての世代において、児童生徒理解をもとにした学習指導力を備える教員の育成をめざす。
- 教員研修については、従来の対面型に併せて、オンラインでも受講できるようにし、多様な研修の機会を設ける。
- 教員資質向上指標を活用し、各学校における人材育成の充実に努めるとともに、教育センターでの専門研修講座等、それぞれのキャリアステージに応じた研修体制の確立を図る。
- 教職員一人一人が確かな人権感覚を磨くとともに、学校園の信頼を失墜させる体罰などの非違行為の未然防止に努める。
- 徴収金や個人情報を適切に管理する体制を強化する。



校内研修
(自由が丘小学校)



専門研修講座
(教育センター)

② 教職員の働き方改革の推進

- 重点** ○ 教職員の心身の健康を保持するために、学校園全体の勤務時間の適正化に向けた取組を推進する。
- 重点** ○ ICTを活用して業務の効率化を図るとともに、教職員一人一人のタイムマネジメント意識の高揚を図る。

働きがいのある学校づくりの推進



兵庫県教育委員会

- 勤務時間管理の徹底を図り、教職員の勤務実態の把握及び指導を行うとともに、外部人材の積極的な活用の推進、「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」の完全実施の継続、学校園行事の精選を進める。
- 業務改善の取組を積極的に広報することで、地域や保護者の理解を求めながら、教職員の働き方改革を進める。



(4) 学校園の組織力の強化

① 管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成

- 重点** ○ 校園長のリーダーシップのもと、教職員相互の協力・協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校園の運営体制を構築する。
- 重点** ○ 次世代のリーダーを養成する市主催の研修や、国などが主催する次期リーダー育成研修への積極的な推薦を通して、今後の学校運営や教育活動の中核的役割を担う教職員を計画的に育成する。
- 「兵庫県管理職資質向上指標」に沿って、学校教育目標の達成に向けた基盤づくり、チームで職務を担う体制づくり等、組織マネジメント力の強化を図る。

教員等の資質向上に関する
指標及び教職員研修計画



兵庫県教育委員会

② 教職員相互の協力・協働体制づくりの推進

- 重点** ○ 多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するため、専門性を持つ多様な人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員、看護員等）と協働し、組織的に課題解決に取り組めるよう、教職員相互の協力体制づくりを推進する。
- 重点** ○ あらゆるハラスメントに関する研修を充実させるとともに、どんなことでも相談し合える風通しの良い職場づくりを推進する。
- 三木市教職員危機管理ハンドブックに基づき、不審者を発見したときの情報伝達や役割分担等について、全教職員が共通理解を図るための実践的な訓練などの充実を図る。
- 学校事故はいつでも発生しうるという共通認識のもと、適切に緊急対応を行うため、定期的に研修や訓練を実施し、組織的な危機管理機能の向上を図る。



シミュレーション職員研修
(平田小学校)

Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

Ⅰ 豊かな人生を応援します

(Ⅰ) 人権教育の推進

① 人権教育・啓発の充実

- 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）」に基づき、人権教育及び人権啓発を行い、人権尊重のまちづくりを推進する。
- 重点** ○ 今なお解決に至っていない様々な人権課題に加え、多様な性やインターネットによる誹謗中傷、ヤングケアラー等、近年顕在化してきた人権課題について理解を深めるための教育・啓発に努める。
- 三木市人権・同和教育協議会の活動の充実を図るなど、市民主体の創造・体験・交流等をベースにした人権意識の高揚に努める。

② いじめ防止の推進

- 重点** ○ 「三木市子どものいじめ防止に関する条例」に基づき、市民が一体となったいじめ防止を推進する。
- 市民、子どもいじめ防止センター、教育委員会及び学校との連携を強化し、相談窓口の充実を図る。
- 小学校や地域等への出前ミニ講座、弁護士による中学校への出前授業、子どもいじめ防止センターだよりの発行などにより、いじめ防止に向けた学習活動を推進する。

三木市人権尊重のまちづくり条例



ふるさとに生きる



人権推進課

ヤングケアラー



子育て支援課



市民じんけんの集い
(人権推進課)

三木市子どものいじめ防止に関する条例



③ 虐待防止の推進

- 重点**
- 児童虐待の予防や早期発見のため、年間を通じて関係機関の情報共有を密に行う。
 - 子どもが健やかに成長、発達するために、体罰等に対する意識改革を行い、社会全体で子育てを行う必要性について、リーフレットなどによる啓発を推進する。
 - 保護者の心配ごとや負担感、孤独感に寄り添い、適切なサポートを行うことができるよう、関係機関職員の研修等を推進する。
 - DV防止に向けた啓発を推進する。

④ 男女共同参画の推進

- 重点**
- 三木市男女共同参画プラン（第3次）」に基づき、男女平等と性別役割分担意識の解消を図るための啓発、施策を展開する。
 - さまざまな意思決定の場での女性割合の増加をめざし、女性のエンパワーメントのための講座を開催する。
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた理解と、性別にかかわらず家族が互いに支え合う家庭生活と地域づくりを推進する。

(2)よりよく生きるための学びの充実

① ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供

- 重点**
- 「みっきい生涯学習講師団」の充実を図り、事業の認知度を高め、市民が自主的に学べる機会の提供を促進する。
 - 自然学校等での利用など、教育施設として「三木ホースランドパークエオの森研修センター」を市内外へPRし、野外体験活動、合宿利用の促進を図る。
 - 高齢者大学・大学院での講座、学習内容の充実を図り、入学者の増加に努める。



思春期保健福祉体験授業
(吉川中学校)



みっきい生涯学習講師団

さまざまな知識や技能を持っている方を講師団として登録し、市民活動や研修の講師として派遣し、生涯学習の進展や地域社会の活性化を図る事業のこと



三木ホースランドパーク エオの森研修センター



② 公民館を核とした生涯学習活動の推進

- 重点** → ○ 乳幼児教育学級など、充実した生涯学習講座の提供、自主学習グループの育成、支援を行う。
- 各地域での納涼大会、文化祭などの各種イベントを通じ、住民の交流を推進する。また、小・中学校の統廃合を見据えた地域間交流を図りながら生涯学習講座を提供する。
- 新** ○ 学習ニーズ、ライフステージに応じた講座、地域課題や社会情勢にも対応した講座を開催する。
- まちづくり、ひとづくりの情報発信など総合ステーションとしての事業を推進する。

③ 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援

- 重点** → ○ 公民館と市民協議会が連携し、「地域の課題は地域で解決する」という機運を醸成し、住民主体のまちづくりを推進する。
- 新** ○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進に向け、地域住民への周知と理解を得ながら協力体制を構築する。
- 高齢者大学・大学院卒業生や公民館における生涯学習講座の受講者から、持続可能な地域づくりの担い手の養成に繋げる。
- 地域から地域のリーダーやまちづくりの担い手を育て、住民自身が望む理想的な地域づくりを支援する。

④ 市民ニーズに対応した図書館の充実

- 重点** → ○ 乳幼児から高齢者まで、すべての市民が便利に利用できる図書館を運営する。
- 新** ○ 国立国会図書館のデジタル化資料等を活用し、図書館サービスの拡充を図る。
- 図書館ボランティアなど、市民参加による図書館運営を充実し、生涯学習の場を提供する。
- 読書活動や日々の学習などに必要な資料や学習成果の発表の場を提供するなど、学校園との連携を進める。
- 市民一人一人の課題解決に必要な資料や情報を提供し、レファレンスサービスの充実を図る。

よかとこルーム
(旧吉川支所)



志染・緑が丘・青山合同
ディキャンプ
(生涯学習課)



定期宅配サービス
(中央図書館)

レファレンスサービス
利用者の調べものを図書館
職員が手助けするサービス

2 文化・スポーツの振興に努めます

(1) 市民文化の高揚

① 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

- 重点** → ○ 三木市文化振興計画に基づき、吹奏楽祭、合唱祭、三木市展、子どもたちの芸術鑑賞事業など多様な文化、芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、市民文化の向上に取り組む。
- 文化芸術団体への運営補助など、文化・芸術活動の推進や文化芸術団体の育成に取り組む。

② 文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

- 重点** → ○ 文化・芸術活動において、顕著な成果をおさめられた方や地域の文化、芸術の振興と普及に貢献された方を表彰する。
- 展覧会やコンクールで、優秀な成績をおさめられた方に文化芸術賞等を授与する。

③ 文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催

- 重点** → ○ 文化会館で、市民参加型事業の三木「第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化、芸術の普及振興を図る。
- 堀光美術館で、本市にゆかりのある作家の特別展を開催するなど多彩な芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、若い世代を対象とした公募展を開催することにより、芸術に関する関心を高め、地域文化の振興を図る。



三木市文化振興計画



堀光美術館



みなぎの書道展
(文化・スポーツ課)

(2)文化遺産の活用

① 地域資源をいかした文化の振興

- 重点** → ○ 「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設である「みき歴史資料館」を情報発信の拠点として、三木の歴史や文化のPRを行う。
- 地域に伝わる伝統行事や伝統文化、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承していくことにより、地域文化の振興を図る。

② 文化財保護の推進と活用

- 重点** → ○ 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に基づき、発掘調査をはじめとする各種事業を段階的に実施する。
- 貴重な文化財を保護するため、文化財指定候補物件の調査鑑定を行い、指定に努めるとともに、保存に向けた設備改修や保存活用を進める。
- 史跡を整備し、歴史的文化遺産をいかしたまちづくりに繋げる。

③ 文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援

- 重点** → ○ 伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供し、文化継承を担う次世代の人材育成を支援する。

(3)スポーツ環境づくりの推進

① 「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進

- 重点** → ○ 三木市スポーツ振興計画に基づき、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整備する。
- 障がいの有無に関わらず、だれもが楽しむことができる障がい者スポーツ大会を支援するとともに、障がい者スポーツに関する環境の整備を図る。
- トップレベルのスポーツにふれる機会や選手と交流する機会をつくり、市民のスポーツへの参加意欲を醸成する。

みき歴史資料館

- 時空（とき）の拠点
古墳時代の三木
三木城の時代 など
- まちおこしの拠点
みき歴史・美術の杜みゅーじあむのインフォメーション
- 情報発信の拠点
三木の歴史や文化を広報



三木市スポーツ振興計画



スナッグゴルフ体験
(豊地小学校)

② スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

- 重点** → ○ みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、気軽に参加できるスポーツイベントを開催し、市民の健康増進に繋げる。
- スポーツ推進委員と連携し、地域のスポーツ活動の推進を図り、ニュースポーツの普及に努める。
- スポーツを通じた地域づくりや体力の向上、競技者の育成などの役割を担う「スポーツクラブ21」を支援する。



みっきいふれあいマラソン
(文化・スポーツ課)

③ 三木の地域性をいかしたスポーツ振興

- 重点** → ○ 三木山総合公園総合体育館をはじめ、陸上競技場やプールなど、様々なスポーツ施設を活用し、スポーツの振興に努める。
- 西日本最多となる25のゴルフ場を有するまちとして、スナッグゴルフ小学生大会の支援やペア体験会を実施するなど、幼少期からのゴルフへの興味を喚起するとともに、「春高・春中ゴルフ」を開催することにより、「ゴルフのまち三木」をPRする。
- ビーンズドームやホースランドパークなどのスポーツ拠点を活用したスポーツ振興を図る。

春高・春中ゴルフ

令和2年度より、全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会を毎年三木市で開催



第2期三木市教育大綱（抜粋）

三木市教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。教育大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

基本理念 豊かな学びで未来を拓く

基本方針

- I 「未来を創る教育」を進めます
 - (1) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます
 - (2) 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます
- II 「生涯にわたる学び」を支えます
 - (1) 豊かな人生を応援します
 - (2) 文化・スポーツの振興に努めます



第3期三木市教育振興基本計画（抜粋）

第3期三木市教育振興基本計画では、第2期三木市教育大綱を踏まえた『基本理念』を掲げ、これに基づく2つの分野別に具体化した『基本方針』を定めるとともに、それらを実現するための15の施策と57の実践項目を示しています。

【基本理念】 豊かな学びで未来を拓く

【基本方針】

- I 「未来を創る教育」を進めます
 - 1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます
 - ・確かな学力の育成
 - ・豊かな心の育成
 - ・健やかな体の育成
 - ・特別支援教育の推進
 - ・キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進
 - ・就学前教育・保育の充実
 - 2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます
 - ・教育環境の整備と充実
 - ・学校、家庭、地域が連携した教育の推進
 - ・教職員の資質・能力の向上
 - ・学校園の組織力の強化
- II 「生涯にわたる学び」を支えます
 - 1 豊かな人生を応援します
 - ・人権教育の推進
 - ・よりよく生きるための学びの充実
 - 2 文化・スポーツの振興に努めます
 - ・市民文化の高揚
 - ・文化遺産の活用
 - ・スポーツ環境づくりの推進



この計画は、本市の教育振興に関する中期的な総合計画であり、就学前教育・保育、学校教育、社会教育、家庭教育、生涯学習、文化、スポーツなど教育施策全般を網羅した内容となっています。

期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、三木市の教育の一層の進展に向けて、今後のめざすべき方向や取り組むべき施策等を総合的、体系的に示しています。

計画の期間中は、毎年度、取組状況について外部評価者を加えた点検・評価を実施しながら、全期間を通じて計画目標が達成されるよう進行管理を行います。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況点検・評価



■ 三木市人権尊重のまちづくり条例（抜粋）平成13年1月1日施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると思料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

■ 三木市子どものいじめ防止に関する条例（抜粋）平成25年4月1日施行

子どもたちにとって、学齢期は、自分や友達を大切にしていって豊かな心が育ち、人格形成をしていく上で重要な時期です。しかしながら、いじめは、子どもたちの成長を妨げるとともに、時には、命までも奪ってしまう重大な問題です。

私たちは、子どもたち一人一人が社会全体の宝であり、かけがえのない大切な存在であることから、子どもたちを社会全体で守り育てていかなければならないことを再認識しなければなりません。

子どもたちには、自分を大切にするとともにほかの人を思いやり、いじめを許さない勇気を持ち、互いに仲良く生活する力を養うことが望まれます。

三木市は、三木市人権尊重のまちづくり条例の理念を踏まえ、子どものいじめを防止するとともに、いじめを許さない社会づくりに努め、安心して子どもたちが生活し成長していけるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

■ 教育相談窓口

※ 祝日及び年末年始は休みです。

【教育相談】 学校生活や学習の様子で困っていることの相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 83-2020

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【青少年悩みの相談】 就学から29歳、もしくは保護者のための悩み相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 82-8686

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【いじめ相談】 子どものいじめに関する相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 82-8110

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【発達教育相談】 発達の遅れや偏りが気になる幼児、児童及び生徒に関する相談（場所：教育センター）

●面接相談 月2回（平日午後） ※予約制 TEL 83-2020

【子育て相談】 しつけや親子関係など、子育てにおける不安や悩みの相談

（場所：子育て支援課（教育センター内））

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後4時） TEL 82-9910

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後4時） ※予約制



三木市教育委員会事務局・教育機関・学校園所・公民館・交流センター等所在地

〔教育委員会事務局・教育機関〕

			Tel	Fax
三木市教育委員会	〒673-0492	三木市上の丸町10番30号	82-2000	83-3699
三木市立教育センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-2020	82-5881
三木市青少年センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-2020	82-5881
三木市子どもいじめ防止センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	82-8110	82-8900
三木市立総合隣保館	〒673-0501	三木市志染町吉田823番地	82-8388	82-8658
三木市立中央図書館	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-1313	83-1314
三木市立青山図書館	〒673-0521	三木市志染町青山3丁目15番地の2	87-8000	87-7100
三木市立吉川図書館	〒673-1114	三木市吉川町吉安246番地1	72-1108	72-1109
三木市立堀光美術館	〒673-0432	三木市上の丸町4番5号	82-9945	82-9945
三木市立みき歴史資料館	〒673-0432	三木市上の丸町4番5号	82-5060	82-5068
三木市文化会館	〒673-0432	三木市福井1937番地	83-3300	83-3302
三木市立まなびの郷みずほ	〒673-0701	三木市細川町瑞穂247番地の2	88-2550	89-5002
三木市立別所ふるさと交流館	〒673-0453	三木市別所町下石野1丁目105番地	88-8035	88-8035

〔幼稚園・認定こども園・保育所〕

三樹幼稚園	〒673-0403	三木市末広1丁目10番8号	82-4327	82-4327
緑が丘東幼稚園	〒673-0533	三木市緑が丘町東4丁目45番地	85-8500	85-8500
自由が丘幼稚園	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目70番地	85-1200	85-1200
広野幼稚園	〒673-0541	三木市志染町広野2丁目107番地の4	84-0777	84-0777
志染保育所	〒673-0501	三木市志染町吉田824番地	83-5660	83-5660
別所認定こども園	〒673-0443	三木市別所町巴73番地	82-7278	82-7278
神和認定こども園	〒673-0402	三木市加佐八幡本176番地の1	82-7363	82-7369
エンゼル認定こども園	〒673-0404	三木市大村1067番地の349	82-2946	83-5520
一粒園認定こども園	〒673-0431	三木市本町1丁目5番地の14	82-6990	82-8659
清心認定こども園	〒673-0533	三木市緑が丘町東2丁目5番地の1	84-0811	84-1170
ひろの認定こども園	〒673-0541	三木市志染町広野1丁目216番地	85-2995	85-9417
羽場認定こども園	〒673-0433	三木市福井3丁目1918番地の29	83-3815	83-3830
えびす認定こども園	〒673-0423	三木市宿原9番地の1	83-3247	83-8178
いずみ認定こども園	〒673-0755	三木市口吉川町大島854番地	88-0811	60-1019
自由ヶ丘認定こども園	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目99番地	85-3650	85-3655
あけぼの認定こども園	〒673-0512	三木市志染町井上684番地	87-3222	87-3220
りんぐ認定こども園	〒673-0531	三木市緑が丘町西4丁目14番地の3	85-7838	85-7819
清心緑が丘認定こども園	〒673-0531	三木市緑が丘町西1丁目10番地の9	87-0888	87-0878
よかわ認定こども園	〒673-1117	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の4	73-1171	73-1171

〔小学校〕

三樹小学校	〒673-0403	三木市末広1丁目10番8号	82-3169	89-2155
平田小学校	〒673-0405	三木市平田502番地	82-7322	89-2156
三木小学校	〒673-0413	三木市大塚2丁目4番39号	82-0341	89-2157
別所小学校	〒673-0445	三木市別所町西這田573番地	83-0350	89-2158
志染小学校	〒673-0516	三木市志染町御坂586番地	87-3224	89-8111
口吉川小学校	〒673-0741	三木市口吉川町殿畑666番地	88-0224	89-5000
豊地小学校	〒673-0713	三木市細川町豊地196番地	86-2224	89-2171
緑が丘小学校	〒673-0531	三木市緑が丘町西1丁目10番地の8	84-0744	89-8113
緑が丘東小学校	〒673-0533	三木市緑が丘町東4丁目45番地	85-1900	89-8114
自由が丘小学校	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目70番地	85-1300	89-8116
自由が丘東小学校	〒673-0506	三木市志染町四合谷67番地の1	85-2020	89-8118
広野小学校	〒673-0541	三木市志染町広野2丁目107番地の1	85-3000	89-8119
吉川小学校	〒673-1117	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の3	76-5640	73-1470

〔中学校・特別支援学校〕

三木中学校	〒673-0403	三木市末広2丁目5番12号	82-0404	89-2172
三木東中学校	〒673-0433	三木市福井2474番地の2	83-1600	89-2180
別所中学校	〒673-0444	三木市別所町東這田598番地の1	82-0547	89-2173
緑が丘中学校	〒673-0533	三木市緑が丘町東4丁目17番地	85-1500	89-8121
自由が丘中学校	〒673-0501	三木市志染町吉田1241番地の37	85-3300	89-8122
吉川中学校	〒673-1115	三木市吉川町大沢2番地	72-0142	72-0140
三木特別支援学校	〒673-0521	三木市志染町青山7丁目1番地の8	84-0830	89-8112

〔公民館・交流センター等〕

中央公民館	〒673-0431	三木市本町2丁目2番10号	82-2007	83-6474
三木南交流センター	〒673-0433	三木市福井2484番地の9	83-1710	83-1711
別所町公民館	〒673-0445	三木市別所町西這田1丁目10番地	82-0072	82-9635
志染町公民館	〒673-0512	三木市志染町井上173番地	87-3814	87-1834
細川町公民館	〒673-0713	三木市細川町豊地55番地の1	86-2059	86-2870
口吉川町公民館	〒673-0741	三木市口吉川町殿畑144番地	88-0004	88-0451
緑が丘町公民館	〒673-0532	三木市緑が丘町中3丁目38番地	85-7011	85-1336
自由が丘公民館	〒673-0551	三木市志染町西自由が丘1丁目595番地	85-4700	85-1233
青山公民館	〒673-0521	三木市志染町青山3丁目15番地の2	87-1300	87-1837
吉川町公民館	〒673-1114	三木市吉川町吉安246番地	72-1577	72-0760
三木コミュニティスポーツセンター	〒673-0402	三木市加佐572番地	83-3434	83-3215
福井コミュニティセンター	〒673-0433	三木市福井3丁目9番1号	82-7300	82-6365